

第7回定時総会・消費者行政フォーラムのご案内

日 時：2009年6月6日(土) 13:30～16:30

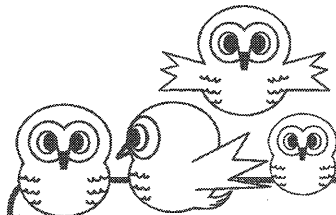
場 所：ホテルチューリッヒ東方2001 4階 エーデルワイス
広島市東区光町2-7-31 (TEL082-262-5111)

◆消費者行政フォーラム (13:30～15:30)

演 題：「消費者行政の充実強化と消費者行政活性化基金の活用について」

講 師：木村茂樹 さん (内閣官房 消費者行政一元化準備室参事官)

ご承知の通り今国会において、消費者庁関連法案が成立する見通しが強まっています。今後は、消費者庁創設に伴い、その手足となる地方消費者行政の強化がカギとなります。そこで当ネットでは、地方消費者行政のあり方や「消費者行政活性化基金」の有効活用などについて内閣官房消費者行政一元化準備室の木村茂樹参事官をお招きし、フォーラムを開催する運びとなりました。この機会に、県民・消費者の皆様と一緒に学習したいと考えておりますので、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。



今回のニュース

- ◇第7回定時総会・消費者行政フォーラムご案内
- ◇消費者月間行事案内
- ◇『消費者行政の一元化を推進する
新組織の実現』を求める街頭行動 報告
- ◇第2・3回相談員との学習会・情報交換会の報告
- ◇消費者セミナー『品表示法って な～に』報告
- ◇適格消費者団体連絡協議会報告
- ◇消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング報告

◆第7回定時総会 (15:45～16:30)

適格消費者団体に認定され、活動した最初の事業年度になります。

正会員の皆様は、必ずご参加いただきますようご案内申し上げます。

「今回の議案は」

第1号議案 2008年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件、

第2号議案 2009年度事業計画ならびに会計収支予算決定の件、

第3号議案 役員改選の件、の3議案になります。

※出欠通知・委任状を5月25日(月)までにFAXまたはE-mailにてご返送ください。

◆消費者月間行事案内 (消費者新時代 消費者が主役)

広島県消費者月間事業

◇消費者月間講演会2009

日時 2009年5月11日(月)

13:00～15:30

場所 鯉城会館 5階 サファイヤ

演題 「かしこい消費者になるために」

講師 夷石 多賀子氏

主催 広島県

後援 消費者ネット広島 ほか

広島市消費者月間事業

◇消費者のつどい

日時 2009年5月20日(水)

13:30～16:30

場所 広島国際会議場大会議室「ダリア」

内容

第1部 消費者問題の現状

第2部 消費者月間記念講演

テーマ 消費者力アップ

あなたが主役

講 師 (財)日本消費者協会

広重美希氏

第3部 消費者団体の活動報告

◇弁護士による

消費者トラブル相談会(無料)

日時 2009年5月21日(木)～22日(金)

(2日間) 10:00～16:00

場所 消費生活センター研修室

(アクア広島センター街9階)

内容 不当な電話勧誘や訪問販売、
敷金返還、多重債務問題等

共催 消費者ネット広島

※TEL・来所

『消費者行政の一元化を推進する新組織の実現』を求める街頭行動 報告(事務局)



11月20日、当法人は、広島弁護士会の呼びかけに応じ、広島県消費者団体連絡協議会、広島県生活協同組合連合会の4団体(約 30 名)で『消費者行政の一元化を推進する新組織の実現』を求める街頭行動を行いました(県庁前)。産業育成のスタンスで行なわれている縦割り消費者行政では、こんにゃくゼリー、パロマガス湯沸器などの食品・製品事故などいわゆる隙間事案に対する対応が不十分、同じ事故を再び繰り返さないためにも一元化は不可欠であることを世論喚起し、86筆の署名を集めました。

その後の記者会見では、山本理事が新組織の必要性をわかり易く説きながらも「消費者のみなさんには身近な問題として捉えてほしい。消費者行政一元化論争

的な取り上げ方だと、消費者は距離感を感じ逆効果ではないかと思う。」と報道のあり方に対するメッセージも送られました。

日弁連の呼びかけを受けて全国展開しているこの街頭行動は、夕方にはNHKで、また翌日は朝刊2社で報道されました。署名は日弁連を通して衆参両議院議長宛に提出されます。

第2・3回相談員との学習会・情報交換会の報告

(理事 川手 三枝子)

【第2回】10月19日(日) 13:30-15:30 広島市消費生活センター研修室

今回の事例は匿名組合のファンドによる未公開株取引と念仏宗M寺でした。

前者は、未公開株取引が匿名組合や投資事業有限責任組合との契約になっており、詐欺的な感触があるものの、違法性について相談者への説明に苦慮した事例で、講師から匿名組合・投資事業組合・特定目的会社の説明がありました。

後者のM寺については、断りにくい人から2泊3日で38万円の修業を勧められ迷っている、身近な者がわけの分からない宗教に嵌っているのを止めさせたいという相談が入っています。「消費者法」(鳥谷部 茂・山田延廣編著 大学教育出版)を参考に、「…その方法、態様及び金額等が社会的に相当なものである限りは、違法ということができない。…利益活動を目的とし、勧誘された者の不安を増大させたり困惑を引き起こすような態様で行われ、社会的地位や資産等に照らして分不相応な多額の金員を支出させるなど、社会通念上相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合には、右行為は違法になる…」(福岡地判平成11・12・16)を押さえ、M寺の38万円は、社会通念上違法な額とは言いがたいが、新しい宗教については、勧誘状況(長時間・虚偽・取り囲み・宗教活動を秘す等)によりその都度判断していくことになるという説明がありました。

今回、60期の新人弁護士6名の参加があり、今後の友好な関係が期待されます。

講師:木村 豊弁護士(当ネットの監事)、参加者:相談員17名、事務局1名

【第3回】2月15日(日) 13:30-15:30 広島市消費生活センター研修室

事例はエステサロンの倒産と学習塾の中途解約の精算でした。

前者は、倒産により契約どおりの役務・スクール(エステティシャン養成講座)が受けられなくなり、支払い方法がマンスリークリアのため、支払い停止の抗弁が認められない事例です。マンスリークリアは「現金取引に類するもので、重大な被害を起こす可能性が低い」として、割販法の対象外となっています。相談現場では、個々のカード会社との交渉を粘り強く行い、情報を蓄積していくしかありません。クーリング・オフの創設、加盟店調査義務、既払い金返還等を今後の相談処理に活用するよう、割販法の改正点について若手弁護士から助言がありました。

後者の業者は、中途解約の精算を適切に行っておらず、相談員の再三の指摘にも拘らず、業者が粘り強く相談員を丸め込もうとし、相談処理に相当の日数を要しました。当ネットの申し入れ活動に繋げるべく、相談者へ当ネットへの情報提供を促すよう要請しました。

講師:木村 豊弁護士(当ネットの監事)を中心に 60期弁護士鈴木 泰輔・中村 健太・前田 剛史弁護士 他に2名の弁護士がオブザーバー参加、参加者:相談員20名、事務局1名、

消費者セミナー『景品表示法って な～に』の報告

(理事 山本一志)

2009年1月28日(水)午後1時半から3時半まで、当ネットの主催により、広島市まちづくり市民交流プラザ研修室で標記のセミナーを開催しました。これは、改正された景品表示法(正式名は、「不当景品類及び不当表示防止法」)が、2009年4月1日から施行され、景品表示法の「不当表示」のうち、「優良誤認表示」や「有利誤認表示」に当たる場合には、消費者団体訴訟を提起することが可能になることを受けて企画したものです。当ネットの会員のみならず、広報誌等を通じて一般の方にも幅広く参加を呼びかけた結果、非会員24名を含む38名の参加がありました。



セミナーの前半(30分程度)は、「消費者契約法・消費者団体訴訟制度について」というテーマで、私が、当ネットのこれまでの活動も紹介しながら、法制度のお話をさせていただきました。

後半(1時間30分程度)は、セミナーの目玉である「景品表示法について」というテーマで、景品表示調査官の桐生佑介さん(公正取引委員会事務総局中国支所取引課)に、景品表示法の内容及び消費者団体訴訟制度を解説していただきました。難しい法律の内容や制度について、パワーポイントを使って丁寧にお話しされ、わかりやすい言葉で解説されていたのが印象的でした。

参加者からのアンケートでは、桐生氏のお話は、わかりやすくよく理解できたという回答が多く見られました。私の話は、時間の制約もあり端折ったところもあり、もう少し話しを聞きたかったというご意見もありました。今後の参考にさせていただきます。

このセミナーは、当ネットの主催事業であり、今後もタイムリーな問題や消費者に有益なテーマを選んで、会員や一般の方を対象に行っていく予定です。また今後は、消費者契約法だけでなく、景品表示法を根拠として、差し止め請求(消費者団体訴訟)を行うことが可能となりますので、日常のなかで「この表示はおかしい」というものがあればどしどし当ネットに情報提供をしていただきますようお願いいたします。会員の方々からの情報をもとに、差し止め業務を有効に行っていき消費者の保護に努めていきたいと思っております。

会員の皆様のさらなるご理解ご協力をお願い申し上げます。

消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング in 岡山報告

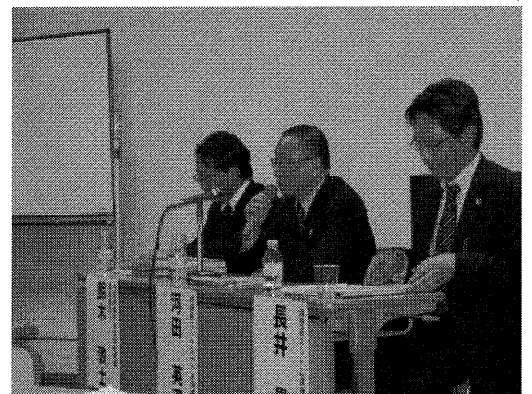
(理事 長井貴義)

2月16日(月)に、内閣府主催の標記の行事が開催されました。昨年も同様の行事が大阪・広島・東京で開催されましたが、今年は、札幌・埼玉・名古屋・大分など、今後適格消費者団体申請を目指す団体の所在地で開催されているようです。

最初に、内閣府の鈴木敦士課長補佐と、この時期相前後して当ネットにご協力いただいた公正取引委員会中国支所の桐生祐介景品表示調査官から、今回の団体訴訟制度改正の説明がありました。ついで、筆者が、消費者ネット広島の活動について、これまでの歩みや申し入れ活動、組織運営の実情等について報告しました。さらに、消費者ネットおかやまの活動について、安場靖事務局長から、消費者被害なんでも無料相談会の開催や、県内私立高校の入学時納付金に関する取組の報告がありました。

この後、消費者ネットおかやまの河田英正理事長、内閣府の鈴木課長補佐と筆者がパネリストで、内閣府の西脇得紘事務官をコーディネーターにパネルディスカッションが行われました。筆者からは、情報収集や申し入れの実際のところや、申請業務の大変さについて話しました。コーディネーターの西脇事務官は、当ネットが適格消費者団体の認定を受ける際の審査担当として事務所の調査にも来ており、そのときの苦労が思い起こされました。さらに、制度の今後の問題については、景表法の「表示」の問題が差止対象に広がったことが評価できることや、個別消費者の被害救済へつなげる必要性を話しました。個別救済に関し、内閣府の消費者団体訴訟室の方では、損害賠償制度を導入する意欲はあるが、どういう形がよいのか検討しているとのことでした。

パネルディスカッションのパネリストは初めてで、よい経験をしました。また、主催者の側の方が、事前の打ち合わせの際に、「団体訴訟制度はまだまだ知られていない」という趣旨のことを言っていましたので、さらに広報活動は必要だと思います。今回の出席者は20人程度でした。



適格消費者団体連絡協議会 報告

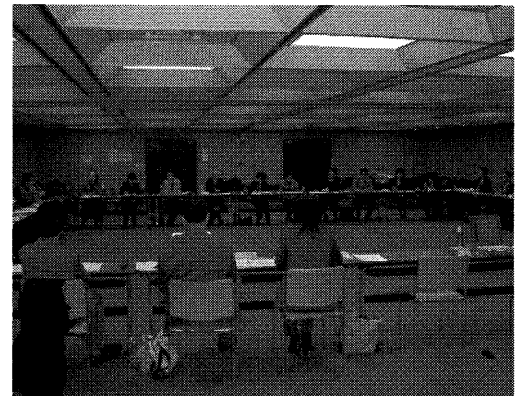
(理事 三村 明)

日時: 2009年2月7日(土)

場所: 港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 大会議室

出席団体

- 1 適格消費者団体 消費者機構日本(COJ) 6名
- 2 適格消費者団体 京都消費者契約ネットワーク(KCCN) 3名
- 3 適格消費者団体 消費者支援機構関西(KC'S) 2名
- 4 適格消費者団体 ひょうご消費者ネット 2名
- 5 消費者支援ネット北海道(ホクネット) 2名
- 6 埼玉消費者被害をなくす会 4名
- 7 あいち消費者被害ネットワーク(A.C.Net) 3名
- 8 消費者ネットおかやま 1名
- 9 大分県消費者問題ネットワーク 1名
- 10 適格消費者団体 消費者ネット広島 1名
- 11 内閣府 4名
- 12 適格消費者団体 全国消費生活相談員協会 (今回幹事団体)6名



開会挨拶 (社)全国消費生活相談員協会 理事長 下谷内富士子 様 13:30~13:35

国は最初10団体程度と考えていたようだが、(社)全国消費生活相談員協会が認定を受けたときにまだ3番目だったのでどうなるかと思ったが、現在認定6団体、申請中1団体、その他検討中4団体が集まる状況となり安心しているとお話でした。

意見交換 ―消費者団体訴訟制度における損害賠償制度と体制整備のあり方―

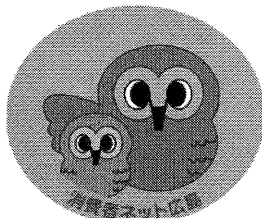
政府に集団的被害回復制度等に関する研究会というものが発足し、各国の事例を研究し、アメリカ合衆国では消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる(「父権訴訟」といわれる)権限まで与えていることや、違法に収益を上げた団体から違法収益を民事的に剥奪できる制度も視野にいれ検討が進んでいるそうです。その制度の中で、日本においては訴訟を適格消費者団体が担うことが視野に入れられており、適格消費者団体内部での検討も進められています。

適格消費者団体の意見としては、共通の被害内容をもとに被害者の範囲と被害総額を特定し、さまざまな方法で告知や通知を行い、特に「私は一緒に裁判してもらわなくてもいいです」と申出たもの(オプトアウト)以外の人から授權を受けたとみなす「みなし授權型」が最もふさわしいのではないかとする意見が主流のようです。

◆私は、個別被害額が少額であるなど配当の必要が無い下限金額も検討し、いわば「団体固有損害型」を含めた制度も考えてもいいのではないかと述べさせていただきました。

次回は8月29日(土)午後に埼玉で行われます。

5月は消費者月間 テーマ「消費者新時代 消費者が主役」



やわらかい印象

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者ネット広島

〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1

TEL082-222-9141 FAX 082-222-9142

◆郵便振替:広島01370-6-8201

“情報提供・相談受付”

◆ 月～金曜日の14時～17時

(電話) 082-222-9141 (FAX) 082-222-9142

ホームページもご覧ください <http://www.shohinet-or.jp/>